令第　れるによ

に改め、同表租税特別措置法施行規則の項中

）において法第四十一条の三の六第一項	）において特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の六第一項	
法第四十一条の三の四第一号	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の四第一号	
第二期において法第四十一条の三の六第一項	第二期において特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の六第一項	
おいて法第四十一条の三の五第一項	おいて特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の五第一項	
おいて法第四十一条の三の六第四項第一号	おいて特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の六第四項第一号	
及び法第四十一条の三の五第一項	及び特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の五第一項	
及び法第四十一条の三の六第四項	及び特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の六第四項	

を

第十八条の十三の七第六項第六号	及び	及び当る復興合計額

に改め、同条第二項中「同規則」を「同令」に改め、同条第三項第一号中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第四項第一号中「租税条約等実施特例省令第一条第二号」を

該所得税の額に係特別所得税の額の並びに

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下この号において「租税条約等実施特例法」という。）第二条第一号」に、「以下この項」を「第三号及び第四号」に、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第二号中「」及び第九項並びに同条第十五項」を「）及び第九項並びに第二条の五第十五項」に改め、同項第四号中「相手国等（」を「租税条約等実施特例省令第十三条の二第一項に規定する一般利子等につきその支払の際に課される相手国等（」に、「同条第八号」を「租税条約等実施特例省令第一条第八号」に、「含む。）」を「含む。以下この号において「相手国等の租税の額」という。）がある場合（当該相手国等の租税の額が当該一般利子等につき所得税法第百八十一条第一項及び第百八十二条の規定により徴収された所得税の額を超える場合に限る。）において当該相手国等の租税の額」に、「場合には」を「ときは」に、「額を」と、」を「額の合計額を」と、」に改める。

附　則

この省令は、令和九年一月一日から施行する。ただし、第八条第一項の表所得税法施行規則の項の改正規定（「第四十条の十の二」を「第四十条の十」に改める部分に限る。）は、令和八年四月一日から施行する。

○財務省令第二十六号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき